



福岡県

令和7年10月1日時点で工事中の盛土等は届出が必要です！

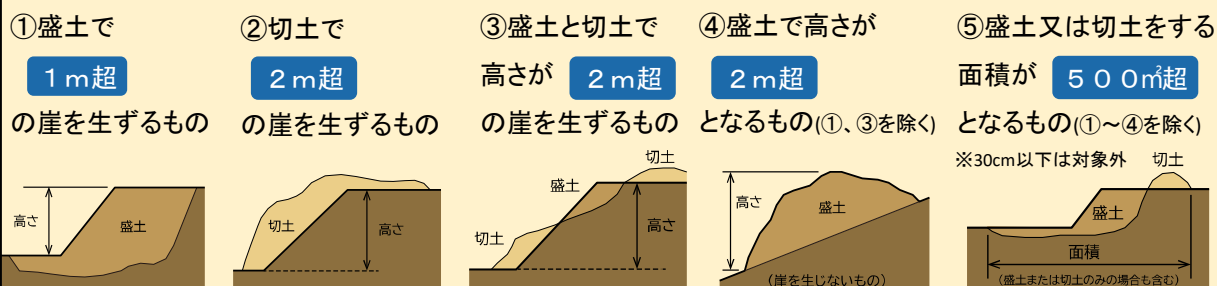
福岡県では、令和7年10月1日から盛土規制法の対象となる区域を指定し、運用を開始します。（北九州市・福岡市・久留米市は除く。）

運用開始日より前に工事着手し、運用開始日以降も盛土の工事を行う場合、**運用開始日から21日以内に**届出を行う必要があります。

届出提出期間：令和7年10月1日（水）～10月22日（水）

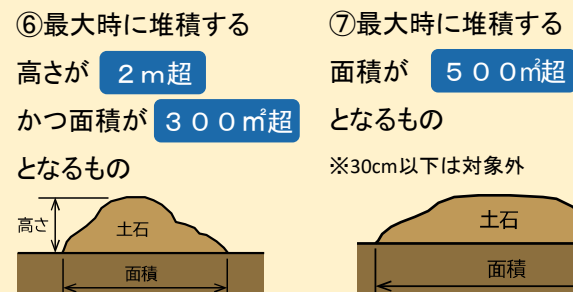
届出が必要な工事の規模

【土地の形質の変更（切土・盛土）】



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

【一時的な土石の堆積】



【届出不要の工事】

- ・道路、公園、河川等の公共施設用地での工事
- ・工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの等

届 出 書 類

※詳細は今後、手引きに記載予定です。（現在準備中）

①届出書 ②位置図 ③届出地及び周辺の写真 ④地形図 ⑤土地の平面図等

その他

・福岡県の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html>

・北九州市、福岡市、久留米市については、各市が許可・届出先になります。

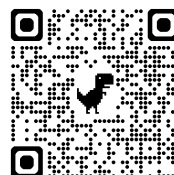
【お問い合わせ先】

福岡県建築都市部開発・盛土指導課

盛土規制係 TEL:092-643-3762

Mail: moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp

※予約方法について今後、ホームページに記載予定です。



県ホームページ
盛土規制法